

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。



定款

會員會社丸玉内田運送店



定

第一條

款

本社ハ合資会社ハ五内田運送店ト稱ス

第二條

本社ハ左ノ官費ヲ以テ自的トス

一、運送營業

一、運送取扱營業

一、以上ニ附帶スル一切ノ營業務

第三條

第四條

本社ハ本店ヲ東京市二區、社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任左ノ如ク、東京市芝之區新橋三丁目

一 金卷百圓 無限制 町田正司

同前 同年 町田

一 金卷百圓 無限制 町田正司
埼玉縣北足尾郡浦和町
二 千九百圓 町田

一 金卷百圓 有限 町田正司
第廿條 社員 町田正司 代表 社員

一 定 4.

第廿條 無限責任 社員 死亡 町田正司
一 千八百圓 其相續人 町田正司
一 千八百圓 其相續人 町田正司

12 (新橋藤屋印行)

第七條 入社 町田正司 町田正司 町田正司
一 拂 庚子 為久 町田正司
一 計算 八 一年 町田正司
一 期 一 町田正司
一 年 七 月 末 日 二 於 一 決 算 町田正司
一 為 久

第八條 本定 款 二 規定 十 町田正司
一 商 法 其 他 法 令 一 定 町田正司
一 口 二 依 此

右合資 今社設立 一 為 本定 款 町田正司
一 成 不

昭和八年三月十五日

町田正司

石内
田
儀之
作